

第12章 建設業

第1節 建設業の振興

1 建設業の現状

建設業は、社会資本整備の担い手としてますます重要となっており、雇用の場としても大きな役割を果たしていますが、その構造をみると、中小零細業者が多く、経営状況の改善や労働条件が立ち遅れており、従事者の高齢化と若年層の建設業離れなど労働者の不足が進行しています。

建設業を、技術と経営に優れた、労働者に魅力ある職場として発展させるため、企業の自助努力を促しながら、企業体質の改善、技術の向上、労働環境の改善、元請・下請関係の適正化等を積極的に進める必要があることから、平成8年度からスタートした「新総合発展計画後期計画」の中においても各種事業を実施することとし、建設業の振興を図っています。

◆建設業の許可業者数

	6	7	8	9	10	11
知事	5,029	5,097	5,223	5,359	5,416	5,670
大臣	53	53	53	56	56	62
計	5,082	5,150	5,276	5,415	5,472	5,732

◆資本階層別許可業者数

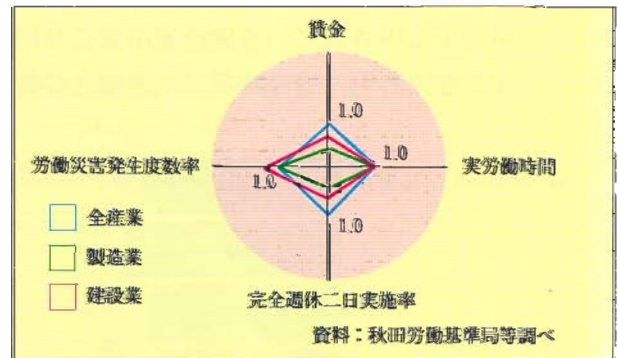
項目	個人	法人					小計	合計
		~200万円	200万円~500万円	500万円~1000万円	1000万円~5000万円	5000万円以上		
業者数	1,902 (33.2%)	64	1,374	734	1,592	66	3,830 (66.8%)	5,732 (100.0%)
		3,340 (58.3%)		2,392 (41.7%)				

2 建設業の構造改善の推進

建設業の構造改善を推進するために、第2次構造改善推進プログラムに基づき、人を大切にする建設産業を目指して、次の事業を推進しているところです。

- ア. 雇用労働条件の改善と人材の確保
- イ. 生産性の向上
- ウ. 建設生産システムにおける合理化の推進
- エ. 不良不適格者の排除
- オ. 建設産業における安全確保対策の強化
- カ. 建設産業に対する理解の増進

◆建設業の労働条件の他産業との比較



	全産業	建設業	製造業
賃金	1.00	0.89	0.81
実労働時間	1.00	0.99	1.01
完全週休二日制	1.00	0.43	0.66
労働災害発生度数率	1.00	1.11	1.10



ランドアート（建設業の役割や仕事を広く県民にアピールし、業界のイメージアップを目的としたイベント）

第2節 入札参加資格審査

1 入札参加資格審査（等級格付）の仕組み

建設業法に定める経営事項審査の結果に主観的項目の審査を加え、格付を決定します。

経営事項審査	
①	経営規模
②	経営状況
③	技術力
④	その他の審査項目

主観的項目（県の独自項目により審査）	
①	有資格技術者保有状況
②	施工実績
③	その他の項目

2 格付者数

県内	一般土木工事	建築一式工事	電気工事	給排水工事	その他の工事	計
A級	231	87	94	98	417	927
B級	362	114	82	108	132	798
C級	505	209	—	—	—	714
計	1,098	410	176	206	549	2,439

県外	272	154	156	160	929	1,671
合計	1,371	563	332	366	1,478	4,110

3 年度別格付業者数

		6	7	8	9	10	11
県内	業者数	1,633	1,653	1,714	1,710	1,800	1,788
	工種別	2,087	2,194	2,264	2,291	2,409	2,439
県外	業者数	683	676	706	707	745	722
	工種別	1,424	1,419	1,467	1,594	1,652	1,671

第3節 入札・契約制度の改善

より一層の透明性・客観性及び競争性を確保するため多様な入札方式を平成6年度に試行し、平成7年度から導入するとともに、格付けの公表や新入札の発注予定工事の公表等の改善を行っています。

従来 of 指名競争入札	意欲反映型指名競争入札	公募型指名競争入札	一般競争入札
2億円未満	2億円～5億円	5億円～*24億3千万円	*24億3千万円以上

H7実施件数	51件	22件	1件
H8実施件数	44件	12件	0件
H9実施件数	42件	27件	10件
H10実施件数	20件	20件	1件

(注) ※印の金額は、1,500万SDRに対応するもので、H8、9年度は21.6億円となっています。

平成11年度の入札・契約制度の改善について

(1) VE（バリュー・エンジニアリング）方式等の導入について

民間の技術力を一層広く活用する多様な入札方式として、技術提案等を受け付ける入札時VE方式、契約後VE方式及び設計・施工一括発注方式をそれぞれ試行します。

(2) 予定価格の事後・事前公表等について

入札・契約手続きの透明性を一層向上させるため、予定価格の事後公表を実施（250万円以下の少額工事を除く全ての工事については情報公開制度により別途対応）するとともに、意欲反映型指名競争入札以上に付す大規模工事について、予定価格の事前公表を試行します。

また、一定の基準価格以下の低い入札があった場合、無条件に失格とせず、契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査する、低入札価格調査制度を一部の工事について試行します。